

# 情報コーナー

## 生活



各種ワクチンの接種  
(無料)を開始

▽接種期間：3月31日(木)まで

▽対象者：市内に在住の人

ワクチンの種類	対象年齢
子宮頸がんワクチン	中学1年生～高校1年生相当の女子
ヒブワクチン	生後2カ月～4歳の乳幼児
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2カ月～4歳の乳幼児

※接種費用は無料です

し込み・平成23年度改修分(耐震診断を伴うものも可)  
▽加算額：最大30万円  
▽申込期限：3月31日(木)  
▽問い合わせ・申し込み 都市整備課住宅係(☎②0237)

## 漏水の早期発見を

水道の使用が通常と変わらないのに、先月に比べ水道料金(使用水量)が増加した場合などは、漏水している可能性があります。

水道を一切使っていない状態で水道メーターを見ていただき、パイロット部分(写真下)が回転していないことを確認してください。パイロットが回っていれば、どこかで漏水しています。

宅内水道管の凍結による破裂、または漏水を発見した場合は、市指定の給水装置工事業者へ連絡して修理してください。ただし、修理代は本人負担となります。※宅内バルブのある家庭で



「パイロット」水道を使っているときはここが回転します。

は、バルブを閉めると水が止まります。  
■問い合わせ 上下水道課 上下水道業務係(☎②0242)  
2) 各地域局地域振興課 管理係

## 岡山県最低賃金

県内の特定最低賃金が、次のとおり改定されました(平成22年12月15日・19日改定)。

業種	時間額
耐火物製造業	804円
鉄鋼業	818円
一般機械器具等製造業	798円
電気機械器具等製造業	734円
自動車・同附属品製造業	786円
各種商品小売業	743円
船舶製造・修理業・船舶機関製造業	817円

## 1月納期限(口座振替日)のお知らせ

税(料)目	期	納期限(口座振替日)
市民税・県民税(普通徴収)	4期	1/31(月)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	
介護保険料(普通徴収)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)		

〈予告〉2月の納期  
・固定資産税・都市計画税(4期)  
・国民健康保険税(普通徴収/8期)  
・介護保険料(普通徴収/8期)  
・後期高齢者医療保険料(普通徴収/8期)  
※納期限/口座振替日=2/28(月)

【お願い】口座振替を登録されている人は、振替日前に預金残高の確認をお願いします。  
■問い合わせ 税務課収税係(☎②0215)、後期高齢者医療保険料は保険課健康保険係(☎②0258)

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当、時間外・休日・深夜手当などは、最低賃金に算入されません。  
■問い合わせ 岡山労働局賃金室(☎086122512014)

## 募集・催し

家族介護者の皆さん  
リフレッシュしませんか

市は、在宅介護をしている家族介護者を対象とした日帰りの家族介護者交流事業を実施します。皆さんのご参加をお願いします。  
▽対象：市内在住で、介護保険の要介護度が要支援1以上の要介護者を在宅で介護している人  
▽とき：3月4日(金)  
▽行き先：ラフォーレ吹屋  
▽参加費：500円  
▽申し込み：2月15日(火)までに保険課、または各地域局へ申し込みください。  
▽その他：参加当日の被介

## 地域で見守ろう！ 認知症講演会

護者の介護サービスについては、担当ケアマネジャーにご相談ください。  
■問い合わせ・申し込み 保険課地域包括支援係(☎②0300)、各地域局地域振興課住民福祉係

市は、高齢者や介護家族に焦点を当て、認知症当事者・家族・近隣住民・行政など、お互いがどのような関わりが必要かを考える講演会を開催します。皆さん、ぜひ参加ください。  
▽日時：2月3日(木) 午前10時～午後2時30分  
▽会場：総合文化会館  
▽内容：講演「認知症とは何ぞや?」(認知症の人と家族の会岡山県支部代表・妻井令三さん)、対談「今、認知症を生きる」(戸田恵さん、能勢功一郎さん、能勢弘美さん、妻井令三さん)、相談コーナー、展示コーナー、認知症疑似体験

## 肝臓病予防 市民公開講座

▽日時：2月26日(土) 午後2時～

▽会場：高梁国際ホテル  
▽講演：「肝臓病とどう向き合うか?」新しいC型肝炎の治療薬と栄養治療(倉敷成人病センター肝臓病治療センター・栄養治療センター部長・久保木真さん)

▽参加料：無料  
■問い合わせ 高梁医師会(☎②3801)

## 国民年金

### 年金受給者が死亡した場合

年金を受給している人が死亡したときは「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。また、受給権者の死亡時に生計を同一にしている遺族がいる場合は、死亡した月までの年金を受け取ることができます。

受け取ることができる遺族は、死亡した受給権者の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。

年金受給権者が死亡しても手続きをしないと、年金がそのまま支払われることがあり、後日返還しなければならなくなりますので、早めの手続きが必要です。

■問い合わせ  
市民環境課戸籍住民係(☎②0252)  
日本年金機構高梁年金事務所(☎②0572)

## 遊びにおいでよ! ゆう・ゆうひろば

サロン 毎週月～金曜日(祝日除く)  
午前10時～午後4時

## オープンスペース

毎週金曜日  
午前10時～午前11時30分  
4日 春がきたよ  
18日 新聞紙であそぼう  
25日 おひなさまをつくろう

2月

■問い合わせ  
子育て支援センター(☎②2450)  
子ども課子ども支援係(☎②0288)